

今回は、筆者らが行った  
いる研究の結果を交え、租  
税特別措置（以下、租特）  
が企業行動に与える影響と  
その政策的課題について論  
じたい。租特とは、ある政  
策目的のために個人や企業  
に対して行われる税の軽減  
措置のことである。毎年さ  
まざまな租特が実施されて  
おり、代表的なものでは、  
中小企業者に対する法人税  
率の軽減措置や、最近岸田  
首相が実施を発表した、賃  
金の引上げ額の一部を法人  
税額から控除できる「賃上  
げ税制」などが挙げられる。  
筆者らの研究では、租特  
として2014～16年度に  
かけて行われていた「生産

## 租税特別措置が企業行動に与える影響

お、分析は、主に資本金1  
億円超の大企業を対象とし  
ている点に注意されたい。

当該租特では、企業が一  
定の条件を満たす新規設備  
を導入した場合、その投資  
に対する税額控除および即  
時・特別償却を行うことが  
できる。また、税額控除と  
償却のどちらを適用するの  
かについては、企業が選択  
可能である。この租特を通  
じて、政府は企業の設備投  
資と新規設備への置き換え  
を促すことで、生産性向上  
と景気回復を後押しする目  
的があったと考えられる。

筆者らは、どのような企業  
が当該租特を利用するの  
か、また利用した企業は設  
備投資を増加させているの  
かについて分析を行った。  
得られた分析結果は以下  
の3点にまとめられる。第  
一に、当該租特の利用率は

低かった。企業は、たとえ  
課税所得が正であり当該租  
特が利用可能であったとし  
ても、必ずしも利用してい  
なかつた。利用可能な企業  
のうち、実際に利用した企  
業の割合は25%程度であつ  
た。また、利用企業は即時  
・特別償却よりも納税額を  
軽減できる税額控除をより  
選択していた。

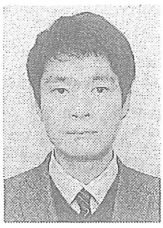
第二に、当該租特の利用  
において、企業の資金調達  
制約と利用経緯・ノウハウ  
が重要であることが示唆さ  
れた。利用企業の特徴を分  
析すると、上場企業や社債  
を発行している企業や手元  
現金が豊富な企業など、  
相対的に設備投資の資金調  
達が容易な企業ほど利用す  
る傾向にあつた。また、企  
業年齢が高いほど、ほかの  
租特を利用してしている企業ほ  
ど当該租特を利用する傾向  
も観察された。

第三に、税制を利用して  
設備投資を拡大させたの  
は、特に非上場企業や（大  
企業の中でも）規模の小さ  
い企業など、相対的に資金  
調達制約に直面している企  
業だつた。

# 設備投資促進税制の

## 二つの政策課題

性向上設備投資促進税制一  
を対象に、その利用行動と  
設備投資行動への影響につ  
いて分析を行っている。な



愛知淑徳大学ビジネス学部講師  
鈴木 崇文

すずき・たかふみ 財政・公  
共経済学、東京大学大学院経済  
学研究科修士、博士（経済学）。  
1990年生まれ。

第二に、当該租特の利用  
において、企業の資金調達  
制約と利用経緯・ノウハウ  
が重要であることが示唆さ  
れた。利用企業の特徴を分  
析すると、上場企業や社債  
を発行している企業や手元  
現金が豊富な企業など、  
相対的に設備投資の資金調  
達が容易な企業ほど利用す  
る傾向にあつた。また、企  
業年齢が高いほど、ほかの  
租特を利用してしている企業ほ  
ど当該租特を利用する傾向  
も観察された。

性が  
ある。